別府市図書館・美術館整備構想策定等支援業務委託 検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 別府市図書館・美術館整備構想策定等支援業務の受注者の 選定等に当たり、透明性及び公平性を確保するため、別府市図書 館・美術館整備構想策定等支援業務委託検討委員会(以下「委員 会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、教育委員会に報告するものとする。
 - (1) 企画提案書等の評価及び受注者の選定に関すること。
 - (2) 図書館・美術館建設候補地の選定に関すること。
 - (3) 図書館・美術館が具備する設備及び機能に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員7人で組織し、委員4人については有識者 のうちから市長が委嘱し、委員3人については職員のうちから市 長が指名するものをもって充てる。
- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集 し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、

意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、 その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育庁社会教育課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な 事項は、委員長が委員会に諮った上で定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。